成年後見人等報酬の助成申請をされる方へ(案)

本人(※1)の収入や財産が十分ではなく、成年後見人等(※2)や成年後見監督人等(※3)への報酬の負担が困難であると認められる場合は、瑞穂市成年後見制度利用支援事業による助成が受けられます。

- ※1 本人とは、原則、瑞穂市に住所を有する高齢者・知的障がい者・精神障がい者その他の 精神上の障害などにより判断能力が十分でない方で、家庭裁判所の審判を受け、成年被後 見人・被保佐人・被補助人となった方を指します。
- ※2 成年後見人等とは、本人の成年後見人・保佐人・補助人となった方を指します。
- ※3 成年後見監督人等とは、成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人のことを指します。

1 助成の対象となる方

助成対象となるのは、本人の属する世帯の状況が、以下の要件に該当する方です。 ただし、成年後見人等が成年被後見人等の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合は、助成対象とはなりません。

助成対象となる要件

【本人の属する世帯の要件】

本人の属する世帯について、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- (1) 生活保護を受給している世帯
- (2)本人の属する世帯の収入及び資産から成年後見人等の報酬に係る費用を 控除した額が、生活保護法による保護の基準に定める当該世帯の基準生 活費の額に満たない場合
- (3)本人の属する世帯が、収入・預貯金及び換金可能な資産から成年後見 人等報酬を支払うことにより、当該世帯が生計を維持することが困難に なると認められる場合

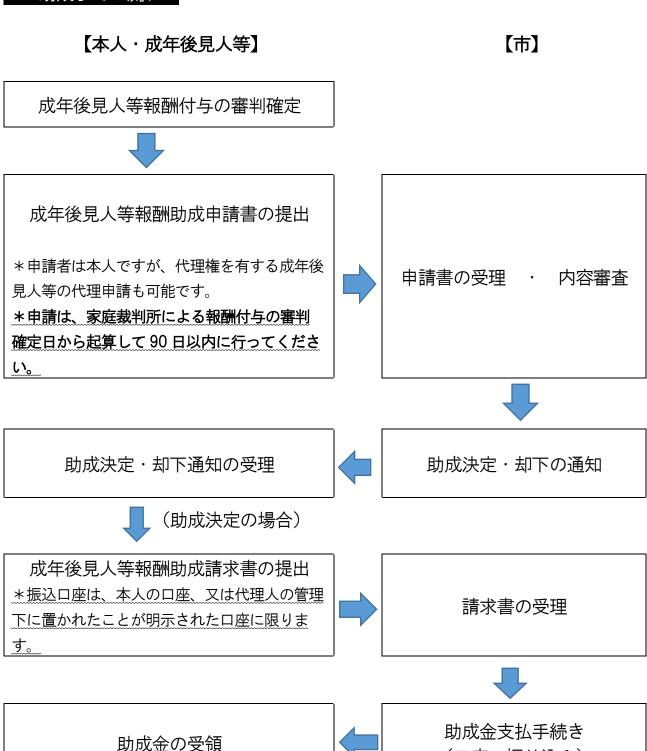


- (3)については、具体的には、以下の(ア)から(エ)の全てに該当する方です。
 - ア 本人の属する世帯の市県民税が非課税
 - イ 本人の属する世帯の年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1人増えるごとに 50 万円を加算した額以下
 - ウ 本人の属する世帯の預貯金と有価証券等即時換金可能な資産の 合計額が単身世帯で100万円、世帯員が1人増えるごとに100万 円を加算した額以下
 - エ 世帯員が居住する家屋その他、日常生活に必要な資産以外に利用 し得る資産を有していない

2 助成の額

助成の額は、成年後見人等報酬及び成年後見監督人等報酬について、家庭裁判所が審判において決定した報酬の額の範囲内で市長が定める額です。

3 助成までの流れ



(口座へ振り込み)

4 申請に必要な書類

- (1)成年後見人等報酬助成申請書(様式第4号)
- (2)報酬付与の審判書謄本の写し
- (3)登記事項証明書の写し
- (4) 本人及び本人の属する世帯員の収入・資産状況が確認できる書類
- (5) その他必要な書類



- ア 本人(成年被後見人等)に関する書類(事情により本人が市外に住所を有する場合)
 - *本人が属する世帯が生活保護を受給している場合は、「生活保護 受給証明書」
 - *生活保護を受給していない場合は、「申請日の属する年(申請が 1月~6月の場合は前年)の1月1日の住所地の市県民税非課税証 明書(世帯員全員分)
 - *住民票の写し(世帯員全員分)
- イ 裁判所に提出した本人の収支予定表・財産目録の写し(直近のもの)

【問い合わせ先(担当課)】

「65歳以上の高齢者の方の場合」 瑞穂市地域福祉高齢課 電話 058-327-4126 「知的障がい・精神障がい等の方の場合」 瑞穂市福祉生活課 電話 058-327-4123